山梨県環境影響評価等技術審議会議事録

日 時:平成29年3月8日(水)14:00~16:00

場 所:恩賜林記念館大会議室

出席者

環境影響評価等技術審議会委員

坂本会長、石井委員、伊東委員、岩田委員、工藤委員、後藤委員、小林委員、鈴木委員、 高木委員、早見委員、福原委員、湯本委員

事業者

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 亀田事務局長、佐野課長、藺古田氏、土肥氏、 雨宮氏

山梨県市町村総合事務組合 望月室長、長坂氏

笛吹市 小宮山課長、若杉氏

(公財)山梨県環境整備事業団 中村所長、三橋課長、伊藤主任

(株)エイト日本技術開発 大谷氏、三原氏

(株)神鋼環境ソリューション 竹渕氏、田中氏、澤田氏

事務局

山梨県森林環境部前沢理事、古屋大気水質保全課長、曽根補佐、石井副主幹、黒田主任

<次第>

- 1 開会
- 2 議事

議題 1 「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び (仮称)地域振興施設整備事業」の中間報告について

議題2 その他

3 閉会

< 資料 >

資料1 中間報告手続について

資料 2 甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び (仮称)地域振興施設整備事業の概要

資料 3 事業者説明資料

資料4 事前質問に対する回答整理表

1 開会

(進行 曽根課長補佐)

本日は、皆様には御多忙のところ、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の進行を務めます、大気水質保全課 環境影響評価担当 課長補佐の曽根でございます。よろしくお願いいたします。ただ今より、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。

それでは、前沢森林環境部理事より、ごあいさつを申し上げます。

(前沢森林環境部理事)

森林環境部理事の前沢でございます。年度末のお忙しいところ、山梨県環境影響評価等 技術審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

まず、御報告でございますが、先般御審議いただいた韮崎の太陽光発電の判定案件でございますが、御意見を踏まえまして、2月3日、先月の3日でございますが、アセスが必要と通知を行ったところでございます。まだ、不服申し立て期間がありますけれども、あとは事業者さんの対応というかたちになっております。

本日につきましては、午前中から現地の調査をいただいたところでございます。議題は ちょっと長くなりますが、「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び (仮称)地域振興施設整備事業に係る環境影響評価 中間報告書」の関係でございます。

1月27日に県に提出されて、公告・縦覧を終えております。本案件につきましては、 技術審議会、甲府市長及び笛吹市長からの意見をお伺いした上で、知事が、事業者に環境 保全の見地から意見を述べることとなります。

本日の予定でございますが、案件について事業者から説明を受けた後、御審議をお願いすることとなります。限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2 議事

(進行 曽根課長補佐)

続きまして、審議会の開催要件の可否について報告いたします。本審議会は、山梨県環境影響評価条例により設置された審議会でございます。本日は、15名の委員のうち、12名の出席をいただいており、2分の1以上の出席が得られましたので、条例第47条第11項の規定に基づき、本審議会が成立することができる旨、報告いたします。

ここで、配布資料の確認を行います。次第、席次表、委員名簿、資料1、資料2、資料3-1、資料3-2は非公開資料になります。資料4、資料4はクリップどめで、以下、参考、別添1、別添2-1、別添2-2、別添2-3、別添3-1、別添3-2、別添3-3、別添5となります。

資料に不足がある場合には、事務局まで申し出てください。配布資料は、よろしいでしょうか。

続いて、技術審議会を速やかに進行するため、傍聴人の皆様には、次の点について御協力をお願いします。 審議中は静かにお願いします。 拍手、声援、野次等を行わないでください。その他審議会の進行を妨げるような行為は行わないでください。以上、御協力を

お願いいたします。

委員の皆様方及び事業者の皆様方に、お願いがあります。審議会の議事録を作成し、ホームページで公表することになっていますので、録音をしております。録音からの書き起こし作業をスムーズにするためにも、マイクを使用して、大きな声で発言をお願い致します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。議長は条例第47条第10項に基づき、会長が務めることになっておりますので、坂本会長、議事進行をよるしくお願いします。

【議題1 「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び(仮称)地域振興施設整備事業」の中間報告について】

(議長(坂本会長))

はい、ありがとうございました。それでは、始めたいと思います。まず、最初に、案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について確認をお願いします。本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会において御議論頂きましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする。また、議事録については、発言者名を含む議事録を公開するということで御確認をお願いします。

本日の審議のなかでは、希少動植物保護の話がございます。「希少動植物保護の観点」から、この審議については、非公開で行いますのでよろしくお願いいたします。また、非公開の審議の際には、報道関係者及び傍聴人の方には、本会場から退出願います。以上、御協力をお願いします。

それでは、さっそく本題に入ります。本日の議題であります、「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び(仮称)地域振興施設整備事業に係る環境影響評価中間報告書」について御審議いただきたいと思います。まず、報告内容などについて、事業者から説明いただいた後、質疑応答・意見交換を行いたいと思っております。なお、希少動植物に係る部分については、後程まとめて非公開で審議を行わせていただきます。

では、議題、甲府・峡東地域ごみ処理施設のところですが、これに入りたいと思います。 まず、中間報告についてと事業の概要について、事務局から御説明をお願いします。

(事務局(石井副主幹))

それでは、資料1をご覧ください。資料1には中間報告手続きについて、事務局から説明いたします。資料1-1の中間報告とは、というのがありますのでご覧ください。事業者は対象事業の実施中、工事中において評価書に記載された環境の保全のための措置や、その措置がとられたことによる影響、及び環境アセスメントを行った時点では予測し得なかった環境に及ぼす影響を把握するために、モニタリング調査等を実施するともに、その結果について情報公開を行うこととなっております。事業者は報告書を公開することにより、県民及び知事などから意見を聞き、これらの意見を以降の事業に反映させるための手続き

であります。当手続きは、本県条例の独自の制度であり、中間報告の時期、回数について は事前に県と協議して決定することとなっております。なお、事業が完了したときは完了 報告手続きがあり、同様な手続きを行うこととなっております。次に、2の中間報告手続 きの流れでございます。下の図と照らし合わせて見ていただきたいのですが、下の図の左 上の四角に「報告書」とあります。まず、この報告書ですが、事業者が中間報告書を作 成し、知事及び関係市町村長に提出いたします。事業者は提出後、縦覧する旨の公告を行 い、一ヶ月間縦覧を行います。 番目に、住民等は環境保全の見地から意見がある場合は、 事業者に意見書を提出することができます。縦覧後、2週間以内に意見を提出することと なります。は、事業者は住民等からの意見の概要、及び意見に対する見解書を作成し、 知事及び関係市町村に送付することとなります。最後の 番ですが、 番の事業概要書等 の送付を受けた日から90日以内に、住民等、関係市町村長及び技術審議会の意見を踏ま えて、知事が意見を述べることとなるのが中間報告の手続きでございます。また、完了報 告についても同様の手続きの流れとなっております。次に裏面をご覧ください。3番の本 件に係るスケジュールでございます。これにつきましても、先ほどの流れを参考に見てい っていただきたいと思いますが、本件に係るスケジュールとしまして、平成29年1月2 7日に中間報告書の提出がありました。平成29年1月30日から2月28日の間に事業 者が公告、縦覧を実施しました。3月15日までに、住民等の意見を受け付けている状況 でございます。本日3月8日、技術審議会を開催しております。3月15日が住民等の意 見受付終了日ですので、事業者は16日以降に意見概要とその見解書を県の方へ送付する こととなります。3月16日以降に住民意見等の送付を県が受け、県は3月下旬から4月 下旬にかけて関係市長、今回の場合は甲府市長と笛吹市長への意見照会を行うこととなり ます。平成29年5月の中下旬頃に第2回目の技術審議会を開催する予定となっておりま す。事業者からの意見の概要書の送付を受け付けてから90日目であります、6月の中旬 頃が知事意見の締め切り期限となっておりますので、その頃までに知事意見をまとめたい と考えております。4番目に今後の進め方でございます。次回の審議会の開催の期間まで は、今回の、本日の審議会で出されました意見や住民等の意見概要書、関係市長の意見及 び庁内の意見の集約を行いたいと思っております。審議会委員の方は追加の意見等があれ ば事務局に4月10日頃を目処に、1ヶ月間を見ていますが、そのときまでに意見等があ れば、送付していただきたいと思っております。集約された意見の論点を整理いたしまし て、知事意見の骨子を作成して、次回5月の中下旬に開催する予定の審議会に提示したい と思っております。知事意見骨子に対する審議会の意見を踏まえまして、知事意見(案) を作成し、知事意見(案)によって庁内調整を行い、期限までに知事意見を述べるスケジ ュールと考えております。以上が中間報告手続きについてです。

次に資料2をご覧ください。資料2は本事業の概要でございます。後ほど事業者の方から、詳細な事業計画につきまして説明はありますが、事務局から簡単に概要だけを説明したいと思っております。まず1の事業者等についてですが、事業者、事業名称は先ほどからも言っている通り、甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び(仮称)地域振興施設整備事業でございます。事業者名は、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合、山梨県市町村総合事務組合、笛吹市の三機関でございます。この三機関合同でアセスメン

トを行っております。事業所の所在地ですが、先ほど現地調査いたしましたが、笛吹市境 川町寺尾地区でございます。関係地域としては、甲府市・笛吹市が該当いたします。当事 業は、山梨県環境影響評価条例施行規則別表六、ハ ごみ焼却施設に該当いたします。ア セスの適用事業としては、このごみ処理施設が該当いたしますが、全体がひとつとしての 一体事業として、三事業につきまして環境アセスメントを実施しております。2番の事業 の概要についてです。まず、甲府・峡東地域ごみ処理施設についてですが、これは4市、 甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市から排出されます、一般廃棄物の中間処理施設でござい ます。焼却施設とリサイクル施設を伴っております。焼却施設としては1日369トンの 処理能力があります。リサイクル施設につきましては、1日5時間ですが67トン、使用 の開始は今年4月1日から共用を開始する計画でございます。次に最終処分場でございま すが、山梨県内の市町村や一部事務組合が一般廃棄物を処理したときに発生する焼却残渣 や、不燃物残渣などの一般廃棄物最終処分場、これは管理型最終処分場でございます。埋 め立てる量としましては、約30万立米。使用開始予定日は、平成30年度中に供用開始 する計画でございます。最後の地域振興施設ですが、これも4市、甲府市、笛吹市、山梨 市、甲州市の地域住民が集える大規模多目的施設、これは主に温泉施設でございますが、 今年の4月1日から供用を開始する計画でございます。裏面をご覧ください。3番のこれ までの手続きについてです。当事業は、方法書が平成19年5月7日から平成19年6月 6日の縦覧期間を得まして、準備書が平成23年、評価書が平成24年に実施しておりま す。補正評価書につきましては、平成24年6月25日から平成24年7月24日までが 縦覧期間とし、工事着手は平成25年3月4日となっております。方法書提出から工事期 間までには約6年、今回の中間報告の手続きまでは、約10年が経過した長い事業となっ ております。以上が事務局からの説明でございます。

(議長(坂本会長))

ありがとうございました。今、事務局から山梨県の環境影響評価条例で定められている中間報告手続の説明、本件に係るスケジュール、本事案についての概要の説明をいただきました。まず、この部分についてご質問があるでしょうか。

よろしければ、事業者の方から事業内容のご説明、それから、事前に委員の方から出された意見に対する回答をご説明いただきたいと思います。時間に限りがありますので、なるべく、簡潔にお願いしたいと思います。

(事業者(エイト技術開発 大谷氏))

では、甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び(仮称)地域振興施設整備事業に係る環境影響評価中間報告について概要をご説明させていただきます。まず、事業の概要でございますが、先程、3事業の概要をご説明いただきましたので、重複するところは割愛してご説明させていただきます。申し遅れましたが、私、今回の環境影響評価の事後調査、中間報告のとりまとめをさせていただいております、(株)エイト日本技術開発の大谷と申します。よろしくお願いします。では、事業の概要につきまして、ご説明させていただきます。先程、お話がございましたとおり、今回、3つの事業が隣接して行われているということで、環境影響評価は3事業一体で実施しております。事業の大まか

な配置ですが、地域振興施設が北西側、ごみ処理施設が北側、最終処分場が南側という大 まかな配置は補正評価書当時から変わっておりません。また、こちら左上の CG が補正評 価書に載せてありました当時の計画を図化したものでございます。右の写真が昨年の9月 に撮影したものでございます。煙突の位置ですが、補正評価書当時、煙突につきましては、 北側に設置する案、南側に設置する案の2案ございましたが、日照阻害、景観に及ぼす影 響を考慮いたしまして、集落から離れました南側に配置をし、右下のような現況の写真と なっております。また、西側から見た写真でございますが、概ね配置は同じとなっており ます。最終処分場ですが、補正評価書当時は、最大60万立方メートルの計画で視野に入 れていたところでしたが、実施の計画といたしましては、埋め立て容量30万立方メート ルと半分になったということでございます。ただし、大まかな水処理施設、最終処分場埋 め立て地等の配置計画は大まかには変わっていない状況でございます。続きまして、ごみ 処理施設、焼却施設の概要についてご説明させていただきます。今回の施設の運営形態で すが、設計、建設、運営及び維持管理を民間業者が受託をいたします DBO 方式というも ので実施をしています。民間業者が特別目的会社を設置いたしまして、20年の期間運営 をするという運営形態となっております。スケジュールといたしましては、平成24年の 6月に事業契約を結びまして、その後、24年度から工事着手、平成29年4月に供用開 始という流れとなっております。続きまして、ごみ処理施設の配置計画でございます。東 側に焼却溶融施設、中央にリサイクル施設、西側には芝地の緑地というような配置となっ ておりまして、これも補正評価書当時から変わっておりません。この説明資料において、 中間処理のところの 焼却施設 + 灰溶融施設又はというところが消されているのですが、 補正評価書当時は の方式、 のガス化溶融方式の 2 方式を視野に入れて補正評価書まで は進めてきたのですが、その後の事業者選定等の経過で最終的にガス化溶融施設に決まっ たということでございます。続きまして、ごみ処理施設の規模等でございますが、先程も ございましたが、123tの炉が3つ、合計で369tというような規模の施設でござい ます。また、熱回収による発電でございますが、最大発電電力が、7,700kwの規模 でございます。また、リサイクル施設につきましては、破砕設備、選別設備、保管設備、 それぞれ、36t、31t、22tという規模でございます。続きまして、排ガス濃度の 基準値でございますが、これも、補正評価書当時から、ごみ処理施設の排ガス濃度等は国 の定める法規制値よりも厳しい自主的な基準値を設定しております。法規制値と自主基準 値の比較をお示ししているということで、自主基準値の方をかなり厳しく設定しているこ とをご確認いただけると思います。続きまして、最終処分場の事業でございますが、事業 の対象ごみとしましては、県内の全市町村の一般廃棄物を受け入れるという施設でござい ます。現在、県内には焼却残渣や不燃物残渣を埋め立てる処分場がないため、全て県外で 処分しているのですが、そのような施設の必要性と重要性があるということで長期間にわ たって適正に処分できる最終処分場の整備が必要ということが本事業の位置付けとなって おります。工事は平成26年の10月から実施しており、平成30年の11月末に竣工予 定となっております。最終処分場の配置計画でございますが、午前中もご覧いただいたと おり、上流側から埋立処分場、浸出水処理施設、防災調整池という並びになっております。 敷地面積は、全体で約12haと補正評価書から変わっていませんが、埋立面積につきまし ては、5ha から3ha に縮小されております。埋立層厚につきましても、補正評価書当時 は最大20mでしたが、現在の計画では、7m~17mとなっております。埋立容量につ きましては、先程申しましたとおり、30万立米に半減したということでございます。浸 出水処理施設の能力につきましては、日量120立方メートルという計画であります。ま た、埋立処分方式ですが、埋立処分場の下には遮水シートを設置します。また、漏水検査 システムを設置して、万一、シート破れ等があった場合には、即、速やかに確認できる対 応としております。また、埋め立て時に置きましては、中間覆土と即日覆土ということで 廃棄物を飛散させないような対策としております。最終処分場からの処理水については、 最終処分場内の処理施設で処理した後、公共下水道に放流いたします。河川に放流するの は、防災調整池によって、流量を調節した、ごみに触れていない水のみを河川に放流いた します。生活用水は下水道に放流する計画でございます。続きまして、地域振興施設の配 置計画でございます。午前中、建物を見ていただきましたが、施設の東側に交流及び温泉 施設を整備いたしまして、その西側背後の残置森林に遊歩道を整備いたします。地域振興 施設の規模ですが、敷地面積として約7ha、建築物の構造につきましては、補正評価書当 時は木造という計画でしたが、実際には、鉄筋コンクリート、鉄骨造の平屋建てとなって おります。熱源施設といたしましては、電気でくみ上げた温泉水を適温まで温めます。施 設排水につきましては、公共下水道に放流する計画としております。運営の計画ですが、 ごみ処理施設につきましては、甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市からのごみを土曜日も含 む平日に収集する計画です。最終処分場につきましても、原則といたしまして、土曜日、 祝日も含む平日を受け入れとしていますが、今後、計画を具体化する中で決定していくこ とでございます。地域振興施設につきましては、推定の年間利用者数を約5万人と想定し ております。年間の営業日は約300日、午前10時~午後9時までの稼働と計画してお ります。以上が事業計画の概要でございます。

これから、環境保全措置の実施状況についてご説明いたします。この3事業の工事の最盛 期が平成27年度でありまして、その27年度を含みます平成24年から28年までの保 全措置の実施状況を取りまとめたものでございます。まず、緑化の状況でございますが、 事業区域の北側斜面は、現在、法面整備は完了しておりますので、そちらについては、緑 化が行われています。また、右下の写真、ちょっと見づらいのですが、北側斜面の残置森 林についてはそのまま手を付けずに残してあります。工事中の工事車両の運行ですが、走 行ルートを限定いたしまして、寺尾地区集落の近くを通らない計画としております。また、 その内容につきましては、朝礼、定期的な会議等で伝達をし、作業員で共有して走行ルー トを遵守したとなっております。続きまして、大気質、騒音の抑制で、低騒音型機械、低 排出型の機械を採用して施工にあたっております。また、土砂等の粉じん防止といたしま して、路面清掃や路面への散水、ダンプ車等が場外へ出て行くときにはタイヤを洗浄して 土埃等の発生を極力抑えるという対策を実施しております。また、水質、水辺の生物の保 全ということで、仮設沈砂地、防災調整池を設置しております。この対象区域実施区域は 北側が間門川という川、南側がこちらの区域の中を現況で流れていました蟹沢川という2 つの流域に分かれていますので、南側、北側、それぞれに仮設沈砂地、防災調整池を設置 しております。蟹沢川は西側の方で間門川に合流していく系統となっております。続きま して、生物環境の保全ですが、この地域にはオオタカ、ミゾゴイ、その他の植物等の重要 な種が確認されていますので、そちらについては、細心の注意を図って調査等を実施して

おります。オオタカにつきましては、定点調査に合わせまして、巣を確認できるカメラを 設置し、工事中の影響がないことをモニタリングいたしました。オオタカの巣がこの地域 の既存のオオタカ自身が掛けた巣が全部落ちてしまい、そのことから、適切なアカマツを 選定いたしまして、平成24年度に人工巣を設置しております。その人工巣ですが、真ん 中の写真でございますが、カメラを設置しておりまして、オオタカが産卵し、雛が育って いく状況を確認しております。これは平成27年度の調査の結果となっております。一方、 平成26年にフクロウがオオタカの使用していた巣を使用し、オオタカが繁殖失敗すると いうことがございました。その対策ということで、フクロウの専用の巣箱を設置し、オオ タカの巣をフクロウが利用することを抑制する対策を実施しております。続きまして、作 業員の方々がオオタカあるいはミゾゴイ等の生息地域に近寄らないように普段の朝礼等で 教育を徹底したことと合わせて、立入防止柵を設置し、こちらの区域には入らないという ような対策を実施しております。また、オオタカ生息モニタリングの結果ですが、平成2 5年度~平成28年度の工事期間中に行動圏の著しい変化はなかったということと、平成 27年度においては、雛2羽の巣立ちを確認し繁殖が成功していたことと、繁殖失敗があ ったのですが、平成26年度につきましては、先程申しましたとおりフクロウに途中から 巣を利用されていたということ、平成28年につきましては、産卵までには至っているの ですが、その後、何者かに卵を取られてしまったということで、このような自然的条件で 繁殖に失敗したということは確認してはいるのですが、工事の影響はほとんど無かったも のと判断しております。続きまして、重要な鳥類ミゾゴイでございます。こちらは、環境 省のレットリスト、山梨県のレットリストに登録されているものでございまして、こちら につきましても、平成27年度に工事中ですが、繁殖に成功しておりまして、生息環境は 保たれていたと判断しています。また、その他の河川の生物といたしまして、オジロサナ 工の移植やメダカの移植を実施し、その後のモニタリングでも確認され、生息環境は保た れていたと判断しています。具体的には生息環境の保全のために多自然型護岸として、蟹 沢川の付け替えにあたっては、石積み護岸、水路内に捨て石をしまして、流れに変化を持 たせ、砂が溜まるような場所を設けました。右の写真ですが、草が生えるような形の多自 然型河川として整備いたしました。また、オオタカ以外の小動物のロードキル防止のため、 道路の脇には動物が侵入できないような柵を設けています。また、ドライバーに小動物等 の衝突のための注意喚起の看板も設置をしました。希少な植物でございますが、山梨県内 で野生絶滅といわれておりますマツバランでございます。これは、移植を実施いたしまし て、移植57株のうち、約半数の29株が活着したことから、事業の影響は低減している と判断しております。また、その他の重要な植物といたしまして、アズマイチゲ、エビネ、 コカモメヅル等の移植をしておりまして、活着率が67~100%であり、事業の影響は 低減されていると判断をしています。また、ギンランにつきましても、同様に移植を成功 しております。一年草のミゾコウジュ、カワヂシャにつきましては、直接の個体の移植と いうことではなく、移植した先で種を落として、その後の発生を確認しているということ から、こちらについても、事業の影響は低減されていると判断しております。また、こち らは環境影響評価の補正評価書時点では、現地で確認されていなかったタヌキマメ、山梨 県のレッドリスト絶滅危惧 類に該当するものですが、こちらも一年草のため個体の移植 には向かなく、また、最終処分場工事中においては、移植の適地が存在しないため、専門

家にご相談したところ、種子を保存することが望ましいとのことでした。そのため、改変 区域に生育していた個体を掘り取りまして、プランターで管理のもと将来に備えて種子を 増殖する対策といたしました。この結果、10株を管理で生育させ、昨年の秋に約50粒 の種子を得ることができました。これらについては、この春に蒔きまして、増殖を図り、 将来の移植に備えることとしております。また、植物につきましても、立入防止柵を設置 いたしまして、この先保護植物があるという注意喚起をしています。リサイクルにつきま しては、伐採木等のリサイクルが適切に業者等に引き渡して証明書も発行していただいて 適切な管理をしています。また、中間処理施設ごみ焼却施設につきましては、種々の環境 対策をいたしまして、排ガス濃度の低減、臭気の漏洩対策等を実施しております。最終処 分場につきましては、地下水に異常が無いことを確認するための地下水モニタリング井戸 を設置する計画としております。また、図に示している地点で確定しているところではな いのですが、埋め立て地の上流側、埋め立て地の直下流側、最終的な一番の下流側の3地 点を想定しています。施設の外観・景観に対する対策については、山並みの稜線にあわせ た建物デザイン、色調につきましても、自然に調和した外壁色としております。こちらは、 午前中にご覧いただいているため、雰囲気は写真よりもよくご理解いただいていると思い ます。また、その他の環境保全措置ということで、カラス等を誘引しないようなごみの管 理やオオタカの繁殖期等を避けた工事工程の配慮、夜間及び早朝の工事作業を実施しない こと、供用時につきましては、騒音、振動、低周波音の発生を抑制するということで、発 生機器については、屋内に設置することなどを計画しております。以上がパワーポイント での説明となります。

続きまして、お手元の資料の4になります。事前にいただきました意見等に対する回答で ございます。まず、一つ目といたしまして、評価書の鳥瞰図から説明無く、景観に大きい 影響が変更されているため、どのような検討がなされたのか、浸出水調整池、防災調整池 及びその北側の法面の植栽と擁壁についてのご意見ご質問でございます。事業者の回答と いたしまして、ご指摘の箇所につきましては、盛土法面から擁壁に変更し、その擁壁の表 現として白色を補正評価書当時は採用しており、そのため、補正評価書の鳥瞰図では目立 つようになっております。しかし、実物は壁面緑化されており、植生補強土壁でありまし て、現況写真、別添1でございますが、下の赤丸で囲ってある2箇所ですが、緑化植生を されているため、景観への影響は小さいというふうに考えております。また、中間処理施 設の建物につきまして、明度に関する面積効果について検討されたのか、ベースとなって いるベージュがかなり明るいというご意見でございますが、それにつきましては、建物の 色彩、形状は周辺の里山景観との調和に配慮するため、4市組合、コンサルタント、神鋼 環境ソリューション、これらで協議を実施するとともに、山梨県建設設計監理事業協同組 合殿の意見を反映して決定しております。また、笛吹市景観条例に基づく届出を行ってお ります。外壁色は、パース及び着色立面図を作成するとともに、大判見本、1m×1m程 度による比較検討を実施して決定しております。晴天時、曇天時に外部にて見本を確認し 実施しました。主たる外壁は環境影響評価書に記載されている明度5~8、再度5以下の 範囲を採用しまして、明度が7.5、彩度が2としております。資料につきましては、別 添の2-1に、本日午前中に現場を見ていただいたので、さらに、よくご承知いただけて

いるかと思いますが、別添 2 - 1に示してあります。また、曇天ではなく、晴天時の写真を差し替えてくださいとのことで、晴天時に撮影いたしました 1 0 月分を添付してございます。最後に、地下水に関してモニタリング井戸 2 地点の水位と河川の河床標高の状況がわかる断面図を提出してもらいたいとのことですが、別添 3 の 1 ~ 3 のとおりでございます。中間報告書の資料編の資料 1 2 からの 1 2 - 3 ページ、 1 2 - 4 ページのボーリング柱状図の図表標高に誤りが確認されたので、修正したものを別添 4 、別添 5 を添付いたしました。資料の説明についても以上でございます。

(議長(坂本会長))

ありがとうございました。ただ今のご説明に対して、ご質問やご意見がありましたら、お願いします。まずは、希少動植物以外で話を進めたいと思います。事業者の方は、ここで出てくる質問の内容によっては、即答できない場合もあるかと思いますが、その場合、持ち帰って、後日、回答いただければと思います。正確なことを回答いただきたいので、わからないことは、わからないとご回答ください。

それでは、ご意見、ご質問をどうぞ。

(石井委員)

たった今説明していただきました資料4の関係なのですが、比較検討を実施しと書いてあるのですが、どのような比較検討をなされたのでしょうか。

(事業者(神鋼環境ソリューション 澤田氏))

本件の外壁色決定に際しましては、入札段階で外観パースを組合様にご提出させていただいております。外観パースの外壁の色に近いものとして、何色かご提案をさせていただいて、その上で比較検討を実施しています。

(石井委員)

それはわかるのですが、具体的にはどんな色を使ったのですかという質問です。

(議長(坂本会長))

よほど変なものと比較しても仕方がないから。赤と比較しても仕方ないです。

(事業者(神鋼環境ソリューション 澤田氏))

具体的には、高効率ごみ発電施設に関しましては、外壁1では、日本塗料工業会の番号でいきますと19-40D、マンセル番号でいきますと10YR4/2となります。これに対して明度や彩度が、ワンランク、ツーランク前後するような資料を出させていただいて、それを基に選定をさせていただきました。

(石井委員)

皆さんそれじゃあわからないと思うので、(資料を)出していただくのと、それは1m×1mをそれで全部やったということですか。

(事業者(神鋼環境ソリューション 澤田氏))

当初のこのいろんないくつかの色彩というものに関しましては、立体図に着色するような 状態で出させていただいております。その場合、いくつか絞り込んだ状態の中で、まずは 小判の色見本の方を出させていただきました。吹付見本です。最終的に大判の見本の方を 作ってご選定いただいたという形になります。

(議長(坂本会長))

さっきのプレゼンの中で、上から2番目にカラーチャートがありますけど、その中の色ですか。ならば今、それならば色を見せてもらった方がわかります。環境保全措置の実施状況(供用時)、周辺環境との調和のところにカラーチャートというのがあります。

(事業者(神鋼環境ソリューション 澤田氏))

このカラーチャートの中の色の方から選定をして、お出ししたという形になります。

(議長(坂本会長))

この比較対象がこの中のどれかということですか。

(事業者(神鋼環境ソリューション 澤田氏))

具体的にどれかというのは、また戻りまして資料を確認しての提出という形にさせてください。

(議長(坂本会長))

さっき何番、何番と言っていたのでわかっているのかと思ったのですが。

(石井委員)

大判見本はいくつ作られたのですか。

(事業者(神鋼環境ソリューション 澤田氏))

それも、具体的にいくつかに関しては、ご確認してご報告させていただきます。

(議長(坂本会長))

では、今情報を持ち合わせていないので、改めてご回答いただくということで、文書でお願いすることになると思いますけど、よろしくお願いいたします。

(石井委員)

カラーチャートというのは、この基準の中でやって下さいという中の一部なのですが、笛吹市の、例えば景観計画の中で、色・建物はどういう風に書いてあるかというと、概況及び屋根の色彩は低彩度で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観や樹園景観に調和した色調とするという風に書いてあります。何で、この明るい色になったのか

が全くわからないのです。どうしてこの明るい色を選ばなければいけなかったのでしょうか。

(議長(坂本会長))

それもすぐお答えできませんよね。できますか。

(事業者(神鋼環境ソリューション 澤田氏))

また文書でお答えさせていただくのですが、基本的には、まず、環境影響評価の中で記載されている明度や彩度を参考にさせていただいて、その中の数値になるようにということで、選定させていただいたという認識でおります。

(議長(坂本会長))

先ほどの資料4を読みますと、そちら(神鋼環境ソリューション)に何色か選んでもらい、 組合に選んでもらったようなことになっているのですが。

(事業者(神鋼環境ソリューション 澤田氏))

最終決定に関しましては、組合様とコンサル様と我々が協議をして決定したという経緯となります。

(石井委員)

もう少し詳しい経緯、その他資料等を出してくださいということでお願いします。

(事業者(神鋼環境ソリューション 澤田氏))

承知しました。

(議長(坂本会長))

他にご質問・ご意見いかがでしょうか。

(福原委員)

今の石井委員の続きの質問になるのですが、今日、現場を見たときに建物の色が茶色っぽいというか、マンセルカラー何番だか、今覚えていないのですが、上の方にウェーブ状にあって、下の色が非常に鮮やかというか強烈な白っぽい色に見えたということが一つ。さらに、焼却溶融塔の屋上に別添2 - 3 にもありますが、これは何になるのかわかりませんけれども、金属的なもののように見える白いものがたくさん並んでおります。けれども、外壁の色ということになっているようで、上から見ても屋根面もそれに近いような色をしているものの、それに対して、この設備の一部分と思われるようなものに対しては色があまり配慮されていないような気がします。その辺りは周辺環境とどのように調和を図るかという検討をされたのでしょうか。それをお伺いしたい。

(議長(坂本会長))

ご質問の意味はわかりますよね。建物だけじゃなくて。

(事業者(神鋼環境ソリューション 澤田氏))

まず、建物の屋根に配置されているものは何かということですよね。それと後、色彩についてという理解でよろしいでしょうか。

(福原委員)

結果的にはそういうことですが、色のバランスを取るときには、トータル的にこのような設備も含めて考慮しなければいけないと思います。特に資料の「真上より」や「北東側上空より」というのを見ると、異様にこれが輝いているように見えます。私の経験では、山梨県だけではなくて、他のところでも、色々意見を求められる時に、眩しいだとか刺激が強すぎるというようなことが周辺の人達の意見として出ることがあります。ここではオオタカを始め希少鳥類等々の目線(方向)から見るという前提の時にもこういうものについてはもう一歩配慮した方がよりいいのではないかということも思うわけです。そこで、今のようなことを質問したわけです。

(議長(坂本会長))

いかがでしょうか。まずこの「北東から上空より」はどうやって撮った写真ですか。見えるところがあるのですか。

(事業者(神鋼環境ソリューション 竹淵氏))

ドローンで撮影しました。ですから、かなり高いところから撮っております。

(議長(坂本会長))

では少なくとも人間からは見えないという理解でしょうか。

(事業者(神鋼環境ソリューション 竹淵氏))

はい。そのとおりです。

(議長(坂本会長))

鳥からは見えるということでしょうかね。その辺にも配慮したかという回答をお願いします。

(福原委員)

当然哺乳類の代表である人からも大事ですけども、トータル的な面で配慮した方がいいのではないかということが私の申し上げたいことです。

(議長(坂本会長))

これも考えていただいて、回答できるようなものがあれば回答ください。人間しか関係な

いと言い切るなら、そういうご回答ということで検討させていただきます。

(事業者(神鋼環境ソリューション 澤田氏))

承知致しました。

(議長(坂本会長))

他にご意見等ございますか。

(後藤委員)

最終処分場の埋立容量が半減したということですけど、理由を教えてください。

(事業者(環境整備事業団 三橋課長))

元々の計画は産業廃棄物と一般廃棄物の両方の処分場として計画をされたものです。社会情勢から一般廃棄物だけになったので、容量が60万(m3)から30万(m3)になりました。

(議長(坂本会長))

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

(工藤委員)

中間処理の手法で、2種類の内、一つを選ばれたのですけれども、ガス化溶融施設を選ばれた理由を教えてください。

(議長(坂本会長))

いかがでしょうか。これもすぐにご回答が無理そうでしたら改めてでも結構です。

(事業者(ごみ処理施設事務組合 佐野課長))

事業者選定の際に、広く業者が入札に参加いただけるという中で、今回落札しました神鋼 さんの施設がガス化溶融施設だったということです。組合とするとどちらでも可という形 で入札を行ったということになっております。

(議長(坂本会長))

入札については同じ仕様書で入札して・・・

(事業者(ごみ処理施設事務組合 佐野課長))

要求水準書という形で各メーカーの特徴に応じて、幅広く参加できるように、ということで要求水準書の中で灰溶融施設又はガス化溶融施設という形で要求水準書をまとめたということです。

(議長(坂本会長))

後は金額の勝負になった?

(事業者(ごみ処理施設事務組合 佐野課長))

金額と総合評価的に各項目に基づきまして採点をして、落札されたということです。

(議長(坂本会長))

総合評価的というのは、例えばどのような評価ですか。

(事業者(ごみ処理施設事務組合 佐野課長))

金額だけでなく・・・

(議長(坂本会長))

こういうことですか。ある処理方法の要求水準より、こっちの方が 2 倍よくて、こっちは 3 倍いい。そういうことですか。

(事業者(ごみ処理施設事務組合 佐野課長))

項目毎に採点基準を設けまして、最終的に価格も加えまして、トータル的に点数化されて 落札業者を決定したということです。

(議長(坂本会長))

今、公共事業で一般的に言われているような総合評価的なものでやっているということで しょうか。

(事業者(ごみ処理施設事務組合 佐野課長)) そうです。

(高木委員)

工藤委員のご質問としては、そういうお答えを知りたかったわけではなくて、例えば2つの方法があるとしたら、もう片方に対してガス化溶融施設はどういう特徴があるのだというご説明をいただきたかったのです。例えば、最終処分量が減るとかそういうお答えをいただいた方がわかりやすくていいのではないかということではないかと思うのですが。

(工藤委員)

そのような趣旨です。また、中間報告書に「燃焼制御及び排ガス処理設備の設置など、実現可能なよりよい技術を導入する」という記述があるのですが、これに相当するのがガス化溶融施設の方だったのかなということが知りたかったのです。前者に比べて、どういう面で環境面、あるいは別の観点においてどこが優れていたのかということを確認したかったのです。

(事業者(ごみ処理施設事務組合 佐野課長))

それにつきましても、後程回答させていただきます。

(議長(坂本会長))

もう入札が終り、また、工事も終了しているため、こっちに変えろというわけではないので、こっちだったらこういういいことがありますよという風にご説明いただけたらと思います。よろしくお願いします。

はい。他にありませんか。

(鈴木委員)

スライド 5 枚目の施設の概要(完成イメージと現況)というところで、この写真の地域振興施設の下の部分の緑地のイメージが(現況と)だいぶ違うのですが、施設全体として森林面積等が変わっているのでしょうか。補正評価書は緑が非常に多く、昨年 1 0 月の写真ではだいぶ造成されたイメージになっているのですが、大幅な計画の変更があったのでしょうか。

(議長(坂本会長))

いかがでしょうか。確かにこの図をみるとそういう風に感じます。

(事業者(笛吹市 若杉氏))

平成28年10月現在の写真なのですが、かなり造成されているように見えるのですけれど、ここの箇所、この写真で茶色く見えている箇所は元々畑であったところになります。 そこのところを畑から緑地にするように、畑の桃の木等を一回撤去して、今は、ここに植林をされております。

(議長(坂本会長))

ということは、補正評価書の方の緑というのは、今ある緑ではなく、最終的にこうなるということですね。

(議長(笛吹市 若杉氏))

そうなります。

(議長(坂本会長))

他にご質問・ご意見いかがでしょうか。

(岩田委員)

何点かあるのですが、まず、水の排水路管理に関することですが、埋め立て地は谷底にあたるため、ここに入っている集水域からの水がどのような流れをするのか、付け替えた蟹沢川と今作られている調整池等でこの集水域の水の動きが全て処理できると理解してよるしいでしょうか。

(事業者(環境整備事業団 三橋課長))

集水域については、全てこちらで管理できる計画となっています。

(岩田委員)

わかりました。そうしますと、気になるのは、最終的に水が集まってくる防災調整池から水が河川に流入する部分ですが、現況で中間報告書を見ましても、水質のほうは流量と浮遊物質の濃度、水温を測ることとなっていますが、 現状では、まだ稼働していないので、そのような内容になるかと思いますが、将来、シートの漏水はないとのことですが、万が一何かあったときに判断をするにあたって、現状で水質をきちんと測っておく必要があるのではないかと思います。最低でも溶存酸素、pH、電気伝導度に加えて、窒素、燐、金属元素等そういったモニタリングをどのように行っていくのか教えてもらいたい。

(議長(坂本会長))

それは、表流水、地下水両方ですか。

(岩田委員)

地下水の方は観測井戸があるのですが、表流水については現況では水質項目の測定はあげられていません。

(事業者(環境整備事業団 伊藤主任))

現状としては、表流水についてのモニタリングは予定していません。今、意見をいただい たことも踏まえて、検討していきたいです。

(議長(坂本会長))

これは、事業団としても持っていたほうがいいデータですね。

(岩田委員)

付け替えた蟹沢川ですが、遠巻きに見た感じですが、途中、勾配がきつく落差がある部分がありまして、一部自然型で石も配置されているとのことですが、河川生物にとって、生息環境が良好でないように見えました。ここでの生物の成育状況等、上の堰堤にも魚道等がありませんでしたので、上のビオトープを作ったとしても、魚類がどこまで上がって、ミゾゴイの餌となるようなことになるのは実質難しいと思われます。その点について生物の生息状況も含めまして教えていただきたい。

(事業者(環境整備事業団 伊藤主任))

今現在、付け替えた直後ですので、現状は、生物は少ないのですが、長いスパンで考えて、 供用開始後の安定時には、上流からの水生生物も増えるのではないかと考えています。

(議長(坂本会長))

希少種等は関係なく生物全体として、付け替える前は調べてあるのでしょうか。

(事業者(エイト日本技術開発 大谷氏))

蟹沢川、合流する間門川につきましては、環境影響評価当時に水生生物調査を実施しております。蟹沢川につきましては、底生生物の昆虫類やカエルは生息していますが、魚類については、当時から確認されていません。

(議長(坂本会長))

しばらく経ってから、比べてみるということですね。

(岩田委員)

ただ、河川の勾配が相当きつくなっていますので、生物種が変わってくる懸念がありますので、特に両生類が生息していたと言うことですけど、あの河川の状況ですと、生息がかなり難しく、陸との連続が切断されている状況ですから、どうすればいいのか、今は申し上げられませんが、一般的な水生生物には難しい環境になってしまったという印象をもちました。

(議長(坂本会長))

ビオトープを作られる話もありましたし、付け替えの河川についても今後検討していただいて、長い目で見て、調査を続けていただけたらと思います。 他にどうでしょうか。

(福原委員)

私は、専門が騒音・振動ですが、今回の現地調査で最初に気づいたのが付け替えた河川の 形状でした。ここでは、多自然型あるいは近自然型にしていると言っておりますが、遠く から見るとコンクリートの三面張りに見えて、それに石を置いているだけのようなふうに 感じられました。石積みだとか捨て石ということを先程おっしゃっていましたが、石積み をコンクリートで固めている法面にしたときには、水生生物が卵を産むのか懸念したとこ ろです。また、川底にあたる部分も写真を見る限り、コンクリートをほぼ平坦に張ってい るだけで、凹凸がなく、ただ、水を流しているような感じに見受けられます。これをもっ て、多自然型護岸という表現にしていいのかと思っております。従来型の気象条件ではな く、短期集中型の雨が降るという状況が日本全体で生じており、過去の気象条件とは異な ってきております。このような気象状況になった場合、今の水量ではなく、短期間に多量 の水量が発生して流れることが予想されます。写真では、クレソンとか他の水生植物が生 えているように見えますが、多量の雨水により、それが一気に流れてしまうのではないか。 すると、川底や両法面が建設した当初のような姿になり、それが繰り返されることが考え られます。多自然型とはいえないような状況になるのではないかと思うわけです。もう少 し検討したほうがよかったのではないか思います。また、下流は触ってないとおっしゃい ましたが、何年前に作ったかはわかりませんが、コンクリートブロック状になっていまし た。それをよく見ると、勾配が全然違い、淀みみたいなものをうまく作りながら流れてい ます。また、お気づきになった方はいたかどうかわかりませんが、白鷺を見て、何もいな

いところにくるのだろうか、その辺りには、いろいろの水生生物がいる可能性がある、それが上流まで続いているのだろうか、疑問に思ったところです。その点について、深く検討したかどうかお伺いしたいのです。

(事業者(環境整備事業団 伊藤主任))

まず、蟹沢川の設計にあたっては、ヤマアカガエルと蛍の専門家に現設計の状況を説明する中で了承を得て作っております。その説明した際には、現在、ビオトープを予定しているのですが、それを実施する話はない状況の中で了承を得ましたが、更に追加でビオトープの設置も予定していますので、今の状況に加えましても保全が取れると考えています。追加ですが、ビオトープの設置がないままの了承については、現環境を生かしたものを維持する状況の中で、今の蟹沢川の設計でもいいという了承をいただいていますので、今の環境を回避した場所はそのままありますので、それにプラスしてビオトープを設置する予定で考えています。

(湯本委員)

今、ヤマアカガエルという話があったのですが、ヤマアカガエルは止水に卵を生みますので、おそらく、この河川では、産卵場としては利用しないということは明らかと思います。また、今日は上流の水溜まりも見ましたが、今は時期ですが、入っている様子は見当たらなかったです。おそらく、産卵生物はこの水路の中では無理だと思います。

(石井委員)

今のご説明を聞いていると、10年か20年くらい前の環境対応河川の設計を聞いている感じで、とても多自然川作り、今は多自然型とは言いませんから、多自然川作りとは違うなとは思います。石を積んだと言っても、空積みではないので、全然隙間がないわけです。そうすると、動物や植物が入り込む余地がないわけで、これを多自然として、今の時代に出してくるのは認識としておかしいと思われます。フラッシュして土砂が流れた後は、どのようにして元に戻るお考えでしょうか。

(事業者(環境整備事業団 伊藤主任))

現在の考えですが、それも踏まえて自然の状況という形で、なるべく人の手を入れない方がということで、専門家の先生から聞いています。あまりにも、土砂が流れた場合は、必要があると考えていますが、現状では、少しの変化では、そのままでいいと考えています。

(石井委員)

土砂が流れたらこの状態が戻ってこないのではないかと思いますが。

(議長(坂本会長))

生物的な話が出てきそうなので、生物以外の話を先にお願いします。 生物系以外はあるでしょうか。

(後藤委員)

本日の配付資料の別添4、5に標準貫入試験の値が記載されていないのですが、他のページに記載があるのでしょうか。

(事業者(環境整備事業団 三橋課長))

当ボーリング柱状図はモニタリング用井戸のためのボーリングですので、標準貫入試験は 実施しておりません。

(後藤委員)

土の物性の判断は実施しているけど、標準貫入試験は実施していないということでしょうか。

(事業者(環境整備事業団 三橋課長))はい。

(後藤委員)

別添5には標準貫入試験の数値が記載されていますが、この数値は何でしょうか。

(事業者(環境整備事業団 三橋課長))

観測用として掘った井戸については、標準貫入試験を実施しておらず、掘ったときの土のものだけを出して、土質を見ております。工事中の井戸として掘ったものについては、標準貫入試験を実施しております。別添5については、実施しております。この数字8/50と5/50と記載してありますので、標準貫入試験の8と18という形です。

(後藤委員)

それはわかりますが、上部、10mまでは実施していないということでしょうか。

(事業者(環境整備事業団 三橋課長))

水質の観測用井戸として掘りましたので、実施していません。

(後藤委員)

標高の数値が示されていますが、標高と層厚を足しても孔口標高にならないですがどうで しょうか。

(事業者(環境整備事業団 伊藤主任))

別添3-3が現況を示していますので、これと比較していただければ、わかると思うのですが、どこか違っているところがあるのでしょうか。

(後藤委員)

別添3-3の標高が286.98m、別添5の赤で修正された284.8に1.7を足し

ても孔口標高にはならないですが。

(事業者(環境整備事業団 伊藤主任))

孔口標高というところが、もともとのものが、GL からの高さではなく、上に継ぎ足した配管からの高で記入してしまったということがあるので、別添3-3で見ていただければと思います。

(議長(坂本会長))

別添5の改定数値は間違っているということでしょうか。

(事業者(環境整備事業団 伊藤主任))

そうです。別添3-3で見ていただければ、現状のものと理解していただけると思います。

(後藤委員)

赤で修正されていますので、正確に修正された方がいいと思います。

(議長(坂本会長))

生物系以外で他にありますでしょうか。

(高木委員)

焼却施設そのものは4月から稼働する。最終処分場はあと最大2年遅れて稼働する。その間はどうするのでしょうか。

(事業者(ごみ処理施設事務組合 佐野課長))

県外処理と言うことです。今まで、4市で処分していたところと事前協議を行いまして、 県外へ持ち出すこととなります。

(高木委員)

稼働するまでは、それでいって、稼働したらこっちに持ち込むということでしょうか。

(事業者(ごみ処理施設事務組合 佐野課長))

そのとおりです。

(福原委員)

本日、上寺尾地区から見たときに、想像したとおり、日中でも静かな環境なのですが、この中間報告書においてよく理解できないことは、環境基準あるいは規制基準みたいなことが記載されているのですが、その基準を満足すればいいという考え方があるのでしょうか。それとも、現状の状況を可能な限り守るというような対応をしていくという考え方があるのでしょうか。あるとないとでは、騒音や低周波音の周辺地域への影響が変わってくるのではないか、という気がしています。当然、施設からの発生音量をどの程度にするのかと

いうことに繋がってくると思います。その点について、お聞かせ願いたいです。なぜかというと、見学コースで低周波音を測ってみたのですが、結構、施設からの影響が現れております。そうすると、そういったものが煙突から負荷エネルギーとして出たときに、現在の状況の上寺尾地区の環境がそのまま確保できるのか、基準を超過するような状況になるのか心配になりました。いかがでしょうか。

(事業者(ごみ処理施設事務組合 佐野課長))

焼却施設の稼働につきましては、本日見学いただいた際には、工場の停止がされていました。昨年の11月から4市のごみの受け入れを行いまして、試運転を行い、現在、引き渡しの際の試験分析を行っております。地元の寺尾地区とも公害防止協定を締結するとともに、環境基準と合わせて、環境アセスの中で提示いただいている騒音等につきましても、それを下回るという運転を前提として行ってきました。地元の環境を地元の方々からも今後につきましても、モニタリング等を続けながら共存していくことを考えています。

(福原委員)

最終的な確認ですが、今の言葉で言うと、今の住居地域のあるところの現状の騒音と低周 波音を確保するということでしょうか。それとも、現状に近づけるように工夫するのでし ょうか。騒音については、一般に定められている環境基準や規制基準と現状との間に結構 な差があると思いますが。

(事業者(ごみ処理施設事務組合 佐野課長))

はい。基本的には地元に理解をいただけるように今の環境を守るということを前提との中で、寺尾3地区の代表の方とも公害防止協定の中では、定期的なモニタリングをしたり、確認行為等を行う中で今を極力守る形で協議を進めていますし、理解いただけるように進めています。

(福原委員)

先程、モニタリングという話がありましたが、法律は別としまして、実際に運用を始めたときは、騒音や低周波音を連続してモニターしていくと言うことでしょうか。つまり、日本の大きな飛行場の周辺にはモニタリングの装置が何十箇所もあり、また、工場によっては、1、2箇所騒音のモニタリング装置を設置している場合もあります。それと同じ意味で、代表点を1点とり、騒音や低周波音を常時監視していくように聞こえたのですが、どちらでしょうか。

(事業者(ごみ処理施設事務組合 佐野課長))

常時ではないのですが、年に2回の分析を行いまして、それには立ち会いをしてもらい、 それを地元に提示するような形で、報告する形になっております。

(福原委員)

四季により低周波音や音のレベルが違うわけですが、それとの対応はどうなっているので

しょうか。年2回だと、それとの対応ができなくなる可能性が出てくるのではないかと思います。

(議長(坂本会長))

公害防止協定で何をどのくらい測るかという話をするかと思うのですが、公害防止協定の中身を作るときに住民の意見だけではなく、ここで出てきた意見も参考にしてもらいたいという考えもありますので、お聞きいただければと思います。

騒音・振動は対象になっているのでしょうか。

(事業者(ごみ処理施設事務組合 佐野課長))

騒音・振動は常時ではないですが、対象となっています。

(議長(坂本会長))

協定では、環境基準よりもっと低い値を結ぶという発想ですよね。

(事業者(ごみ処理施設事務組合 佐野課長))

アセスの数値ということで、公害防止協定を結ばせていただいています。

(福原委員)

アセスの数値とは何でしょうか。

(事業者(ごみ処理施設事務組合 佐野課長)

中間報告書で記載されています騒音基準、振動基準に基づきまして締結をさせていただい ています。

(議長(坂本会長))

公害防止協定は締結してないのでしょうか。

(事業者(ごみ処理施設事務組合 佐野課長))

中間処理施設につきましては、試運転を始める前に地元との合意はいただき、締結はさせ ていただいています。

(議長(坂本会長))

この委員会が公害防止協定のことを言うのも筋違いではありますが、公害防止協定を見せていただいてもいいでしょうか。

(前沢森林環境部理事)

参考までということなら、提供していただけるかどうか話をしてみたいと思います。

(議長(坂本会長))

それを見せていただいて、アドバイスに過ぎませんが、申し述べる機会があればいいと思いますが、いいでしょうか。

(福原委員)

この中間報告書において、音については、P2 - 18において、騒音基準という表があり、これは環境基準と思うのですが、現実には、あの集落はこの基準よりももっと騒音が低いです。ということは、環境基準は低周波音に関してはありませんが、私のいろいろな経験から、何らかの形で低周波音は出てくるものですから、こういうものがどのような時にどのように対応するのかというような、あるいは、現状を生活しているときの低周波音や騒音のレベルをあまり逸脱しないようにするとかが入っていれば、それに超したことがないのです。もし、騒音基準と書いてあるこれを適用していくと、全部今回の発生源から出てくる音はそれ以下になると思うのですが、実際の今の状況から見ると、明らかに耳で聞いてもその音は、この環境基準までは大丈夫となると、その音は聞こえるようになりますが、それでもよろしいのでしょうかと申し上げているわけです。

(議長(坂本会長))

委員がおっしゃっているのは、その点をしっかりしてないと、後々、問題となる可能性も あるためということです。

(事業者(ごみ処理施設事務組合 佐野課長))

地元とはこういう数値で公害防止協定を結ばせていただいています。ただ、今おっしゃられたとおり、今の住環境を守るということにつきましては、当然、地元ともこの施設を存続していくうえでは、長い目で見ても当然必要となっておりますので、目に見えない、数値では出てこないことにつきましても、地元とは、協議を続けながら、ずっと運営をしていくという考えで、今回の施設は作っているつもりです。

(福原委員)

是非、その辺のところを検討して置いたほうがいいと思います。ちなみに、私がミスを申し上げたかわかりませんが、これは環境基本法に基づく環境基準ではなく、騒音規制法に基づく規制基準値ですから、環境基準値を当てはめるとすると、もっと、小さな値になります。

(事業者(エイト技術開発 大谷氏))

少し補足をさせていただきます。ご指摘のとおり、今ここに載っている55 dB、50 dB というのは、騒音規制法に基づきます特定施設の規制値でございまして、法令上絶対守らなければならない基準でございます。ただし、これは、敷地境界での基準になりますので、また、民家まで離れていくと、状況が変わってくると考えています。今回のご報告は、環境影響評価の中間報告ということで、基本的には工事中のご報告、ごみ処理施設については、ほぼ、完成してしまいましたが、稼働後の最終的なご報告につきましては、また改め

て行うということになっております。その時点で敷地境界の規制値はもとより、近隣の民家においても施設騒音の騒音測定をする予定としておりますので、その際には先生ご指摘の現況について、現況というのがいつというのがあるのですけど、アセス実施時、建設前の騒音レベルと施設稼働後の騒音レベルがどの程度差があるのか、あるいは、何らかの対策をしないといけないのか、ということを今後明らかにできるかなと考えております。

(福原委員)

ありがとうございます。そのようなしっかりした考え方を言ってほしかったです。規制ということではないですが、最近、低周波音という問題がいろいろなところで出ていますので、これと平行して低周波音の検討ということもまじめに取り組んでいただけたらと思っております。是非、よろしくお願いします。

(議長(坂本会長))

ありがとうございました。

それでは、一端、生物系以外を終わりにしまして、また後で時間がありましたら議論したいと思います。

次に希少動植物系について、ご意見をいただきます。

事業者から説明をお願いします。

【議題1 「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び(仮称)地域振興施設整備事業」の中間報告について 希少動植物に係る審議 非公開】

(議長(坂本会長))

それでは希少動物と希少植物の話ですが、希少でないものも、いかがでしょうか。

(早見委員)

先ほどの生物の話と、付け替えの川と関係のあることですが、今の説明の前の年にはオジロサナエのヤゴを、蟹沢川から移植して、今回、同じ川の下流から上流に移した、その理由がよくわからないので、今回の移植の理由と、蟹沢川の付け替えはどのように設計されているのか。

(議長(坂本会長))

お願いいたします。

(事業者((株)エイト日本技術開発 大谷氏)

では、まず、オシロサナエを下流から上流へ移植した理由ですが、北側の川は中間処理施設、ゴミ処理施設のほうからの造成中の雨水の排水が懸念されておりまして、その排水地点よりさらに上流側に、移動をさせ、万一、濁水等の影響があってはいけないため、上流側に移したという意図でございます。

(議長(坂本会長))

それで、よろしいでしょうか。

(早見委員)

それでよいです。

(議長(坂本会長))

それでは、他の方。

(早見委員)

蟹沢川を付け替えた川が、そのトンボを前提に設計されているのかどうか。カエルの専門家と蛍の専門家に聞いたとのことですが、トンボの専門家にも相談されているのか、そのへんを確認したいです。

(事業者(山梨県環境整備事業団 伊藤主任))

トンボは実施していなかったです。

(事業者(山梨県環境整備事業団 三橋課長))

これについては、資料を持っていないので、後日お答えさせていただきたいと思います。

(議長(坂本会長))

よろしいでしょうか。他の方。

(伊東委員)

今の話と少し関連する話となると思うのですが、ビオトープを計画設計される際に、現地を回った時には、いろいろな生物がいて、たぶん基本的な考え方になると思うのですが、せっかく水路で付け替えをつくって、ちょっと自然に配慮されているかどうかは、私も懸念しているところですが、そこを少し一体的に連続的に整備したほうが本当はいいのではないかと思っています。どういうビオトープを作るのか目標設定とその計画、どういうビオトープを最終的に作るのか、最終目標をどういうふうに計画されているのか、もう少し教えていただきたいと思います。

(事業者(山梨県環境整備事業団 三橋課長))

ビオトープを2箇所考えていまして、今日見ていただいた砂防ダムがある上と、それから下のほうの河川を改変したところと、河川の支流が分かれているところがありまして、支流が分かれている下のほうについては、カエルとかそういうものを重点に考えたビオトープを考えています。上については、水辺の餌場になるようビオトープを考えていまして、上の方は湿地が多いので、湿地に関する生物のためのビオトープを考えています。

(伊東委員)

それは、いわゆる代償措置に相当するような考えでやっているのか。新たに創出する、増強するとか、そういったような観点からの整備なのか、もう少しお答えください。

(事業者(山梨県環境整備事業団 伊藤主任))

代償ということで考えております。

(伊東委員)

そうすると、いわゆる代償で影響を受けたものに対しての、今回ビオトープ整備と対応しないといけなくなると思ってくるので、いわゆる定量的に評価したり、そういう評価書とかいろいろ出てきているので、具体的に何に対してのビオトープ整備なのか、対応がわかるように、もう少し明確にしたほうがよいのではないかと気がします。

(事業者(山梨県環境整備事業団 三橋課長))

今、御意見をいただいた考えには、計画に取り入れるなかで、ビオトープの整備をしてい きたいと思っております。ありがとうございます。

(議長(坂本会長))

よろしいでしょうか。

(伊東委員)

先ほど説明のあったミゾゴイが、猛禽類に捕食されたというお話がありました。それは現 地踏査をされて、実際食べられているのを確認されたということなのでしょうか。

(事業者(エイト日本技術開発 大谷氏))

昨年の5月ですが、ミゾゴイが巣をつくって、卵を産んでいる時点まで確認しておりまして、それを月に1回、2回、現地で繁殖の進行状況を確認していたのですが、巣の下にミゾゴイの羽等、残骸が落ちていました。その羽の傷のつき方等を見ると、どうも猛禽類特有で、専門家の先生に羽の現物も見ていただいたら、猛禽で間違いないであろうということでございました。ミゾゴイは、どちらかというと、あまり素速い鳥ではないので、襲われやすいということで、そういったこともあるでしょうと、専門家の方には言われました。

(議長(坂本会長))

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

(岩田委員)

付け替え河川、蟹沢川のことなのですけども、今回は谷沿いに付け替えた川を走らせなければいけない制約があったかと思うのですが、現地を見る限り蟹沢川は堆積地形の場所にあったところが、急勾配をつくることによって、浸食を優先するような斜面になっている

のと、南側の斜面沿いに走ることによって、光が足らなくなっていますので、おそらく川の中の生物生産も非常に低下してしまうだろうというのが、地形を見るだけでも予想されます。おそらくサナエトンボも堆積地形を利用するような種類が多いですから、そういったトンボ類も戻ってくることもなかなか期待できないと思いますので、このような代替生態系を造成する場合には、現状、もとのオリジナルの生態系がどういう地形の場合に発達していたのかということを十分重視しないと、違った生物は入り込んでくるとは思いますが、従来に近いような生物の生息は考えにくいと思います。思っているよりも陸上の生物は水場との関係が密ですので、これが今後どういうふうに波及するのかがこの谷一帯に懸念されます。今後このような事業計画があるかと思いますが、ぜひ、そのあたり注意をした計画をしていただきたいと思います。

(議長(坂本会長))

はい。何かありますか。

(事業者(山梨県環境整備事業団 三橋課長))

御意見ありがとうございます。また、ビオトープを計画する際には、先ほどの御意見とあわせて、検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

(議長(坂本会長))

はい、それでは、どうぞ。

(湯本委員)

ビオトープについてですけれども、恐らく、水場も含んだ計画をお立てになると思うのですが、あのような山沿いの地域のビオトープというのは、のちのちの管理計画まできちんと作ったビオトープを作らないと、ある意味、放置されると、そのまま山にかえるという、機能しないビオトープを何箇所か見てきています。ですから、そこまできちんと計画のなかに、いれていただきたいと思います。

(議長(坂本会長))

コメントありますか。

(事業者(山梨県環境整備事業団 三橋課長))

今回の最終処分場の場合に、DBプラス長期包括というかたちで、つくったところが管理するという計画になっております。今回、ビオトープをつくるところが、将来20年間管理していきますので、それも含めて計画のなかにいれさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

(議長(坂本会長))

せっかく地域振興施設もあるので、もとの環境よりもいい環境をつくるくらいの発想でやっていただくと、将来的によろしいのではないかと感じます。皆さんもそういう感覚があ

るかと思います。他に御意見、御質問いかがでしょうか。委員の方。大丈夫でしょうか。 このように、けっこう御意見させていただきました。それに対して、質問の答えも含め て、あらためて御返答いただきたいと思います。

生物についてでしたが、他の部分でもけっこうですので、全体をとおして御意見ありますでしょうか。

(小林委員)

マツバランは非常に難しいものと思います。シダですけれども、中学生の時に前葉体を勉 強していると思うのですが、胞子が発芽してハートのような前葉体ができて、配偶体に進 み、そのうえで、接合というか、受精というか、胞子体ができる。マツバランが地上にで てくる、あれ自体は胞子体です。配偶体というか、前葉体みたいなものは、あのようなか っこうしているわけでなく、まったく地下にあって、現れてこないわけです。胞子がすご くまかれるのですが、それが本当に適した環境でないと、地下のなかで、前葉体に似たよ うな配偶体をつくらないということがあります。地上に出ないから、光合成していないか ら栄養を何かに頼る。もしかしたら、それが真竹の地下茎に何か頼っているのではないか。 想像しかできないですけれども、地下で何が起こっているかわからないため、想像しかで きないけれども、そうやってマツバランは、胞子体をつくる。胞子体をつくったときに、 地下に地下茎というのがあって、そして地上に他のシダとおなじように葉っぱのようなも のをだすということです。地下茎がどのくらい伸びて、伸びている地下茎のところに、葉 っぱが何枚出ているかはわからないわけです。今回の調査のなかで、株と数えているので すが、本当にそれが1株なのか、2株なのかわからないと思うのです。地上にあらわれて いる胞子体が5本あるとか、10本あったということであって、その10本あるものを移 植したからといって、10株移植したとはいえない。それを移植したあとに、次の年に、 それが3つ出てきたから、3つ活着したとは言えないと思うのです。そういう見方をして いく必要があるではないかと思っていくことが一点です。そうやってみると、50いくつ あったところが、2011くつになったというところも、もとに70ぐらいあったのが、4 0いくつに減っているわけです。もとにあったところも、次の年に出てくるのが減ってい るのです。50いくつ移植したのも半分ぐらいになっている。ということは、移植したこ とによって、環境が変えられて、しかも環境が変えられたために、そこに今まで生育して いたものも、いくらか影響を受けている。試験的に移植したところで、1回は0になった が、3年ぐらい経ったあと2つ出てきている。それを参考にすると、3年ぐらい経つと、 その地下の菌類、細菌類の環境がそういう形に整えられて、また出てくる可能性もあると いうことだと思うのです。今のような見方をしながら、何株活着したということではなく、 少し長いスパンで様子を見ていく必要があるのかなと思っています。もう一つは、竹の地 下茎がどう走っているのかです。こちら側から入ると、やたら生えていて、やたら切って あり、どう竹が生えているのかわからない。向こう側、道路側からみると、きれいに竹が、 地下茎が、たぶんこう走っていて、それに沿って生えてきているのだなとわかります。移 植したところは、その竹と竹の地下茎が走っている間に移植したのではないかと思います。 そうした場合に、それでいいのかどうかということがわからない状況があるので、そんな ところがちょっと気になりました。タヌキマメのことも付け足していいですか。先ほど埋

土種子、残土種子、土の中に埋もれていたものが、返したために出てきて、光を受けたために発芽して出てきたのではないかと言われましたが、私もそうだと思います。当時タヌキマメが生育していたときの環境と今回の環境は激変しているのではないかなと思うのです。その種子がとれて、それをどこへ移植したほうがいいのかは、またちょっと考えていかないとならないのではないかと感じています。先程のマツバランの移植というのは非常に難しいことで、こういうことを何年もかけて調査しながらやったということは、すごいことだと感じています。以上です。

(議長(坂本会長))

ありがとうございました。移植したら終わり、あるいはビオトープを作ったら終わりでなくて、長い目で、全体を見ていくようなことを続けていただきたいということかと思います。参考にしてください。

それでは、よろしいですか。事業内容に関する説明と質疑は終了ということにさせていた だきます。

事業者の皆様には、先ほど申しましたとおり、本日回答いただけなかった分については、 事務局を通じて回答をお願いいたします。

それから、委員の方々には、追加の質問等を事務局にお伝えいただきたい。ここには4月 10日までと書いてあります。

(事務局(石井副主幹))

4月10日です。

(議長(坂本会長))

事務局から連絡があったら、また、御回答を事業者の方はお願いいたします。 この件についての次の審議会は、5月中旬。

(事務局(石井副主幹))

はい。

(議長(坂本会長))

次の審議会は、5月中旬だということだそうです。

以上で、議題1は終わって、議題2のその他、委員の皆様から何かありますでしょうか。 では、事務局から、何かありますか。

(事務局(石井副主幹))

特にございません。

(議長(坂本会長))

それでは、議題2のその他は終了させていただきます。以上を持ちまして、本日の議題は

全て終了させていただきます。御協力ありがとうございました。それでは、事務局にマイクをおかえしします。

3 閉会

(進行 曽根課長補佐)

坂本会長、ありがとうございました。これをもちまして、本日の環境影響評価等技術審議会 を終了いたします。長時間の御審議、どうもありがとうございました。